

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月22日
 広島地方裁判所民事第4部
 裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 5月 8日 午前 9時00分から 令和 6年 5月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月17日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月 6日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 6年 5月21日 午前 9時00分から 令和 6年 5月21日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	20,657,000 16,525,600	一括	4,140,000	150,931	27,049
1	7,072,000				
2	13,585,000				
備考					



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 廿日市市大野中央四丁目 |
| | 地 番 | 421番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 260.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 廿日市市大野中央四丁目421番地 |
| | 家屋 番号 | 421番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 58.74平方メートル
2階 58.74平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 6年 3月 7日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 松 井 英 司

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 廿日市市大野中央四丁目 |
| | 地 番 | 421番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 260.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 廿日市市大野中央四丁目421番地 |
| | 家屋 番号 | 421番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 58.74平方メートル
2階 58.74平方メートル |



令和 5 年(ケ)第 1 2 7 号
令和 6 年 1 月 9 日受理
令和 6 年 2 月 7 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 世 良 教 生

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 廿日市市大野中央四丁目 |
| | 地 番 | 4 2 1 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 6 0 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 廿日市市大野中央四丁目4 2 1 番地 |
| | 家屋 番号 | 4 2 1 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根 2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 5 8 . 7 4 平方メートル
2階 5 8 . 7 4 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	広島県廿日市市大野中央四丁目5番15号														
土地	物件 1														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地（物件1） <input type="checkbox"/> 公衆用道路（物件 ） <input type="checkbox"/> （物件 ）														
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図（法第14条第1項地図）のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者（A） <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物（目的外建物）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）														
その他の事項	本件土地は、その北側及び東側が道路（廿日市市道）に接面している（734番、728番の各土地は廿日市市所有名義）。														
建物	物件 2														
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる（ <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物） <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積：</td> </tr> </table>			{	種類：		構造：		床面積：						
{	種類：														
	構造：														
	床面積：														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者（A） 上記の者が本建物を 住居（空き家）として、使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地（目的外土地）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）														
その他の事項															
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			{	地方裁判所	支部	平成	年()第	号		保管開始日	平成	年	月	日
{	地方裁判所	支部	平成	年()第	号										
	保管開始日	平成	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
■ A (所有者)	<ol style="list-style-type: none">1 本件建物には、令和5年7月頃まで、私達家族が居住していましたが、現在は、空き家の状態です。2 本件建物について、雨漏りはなく、扉などに穴が空いている箇所（添付写真11、12、14参照）がある以外に大きな修繕が必要な箇所はありません。3 本件土地の東側にあるカーポートのシャッターが、2箇所ありますが、このシャッターのうち、大きい方（添付写真2に写っている右側（北側）の閉じているシャッター）について、1年前くらいに壊れて動かなくなったので、業者に頼んで応急的な修理をして、取りあえず動くようにしてもらっていますが、応急的な修理だったので、いずれまた動かなくなるかも知れません。4 本件土地の範囲について、近隣土地所有者との間で争いはありません。

執行官の意見	
■	<ol style="list-style-type: none">1 本件土地及び本件建物の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真等のとおりであり、本件建物内の状況から、同建物には関係人の陳述に沿った占有が認められた。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6年 1月10日() 11:45-12:00	広島法務局廿日市支局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
6年 1月10日() 13:05-13:20	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
6年 1月15日()	当庁	Aに通知書兼照会書送付(返送用切手84円同封)
6年 1月22日() 11:55-12:00	当庁	Aに架電。占有関係等調査、調査日時通知
6年 1月31日() 9:55-10:30	物件所在地	Aと面談。占有関係・間取等調査、写真撮影(評価人同行)
6年 1月31日() 13:55-14:00	当庁	Aに架電。占有関係等調査
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



+9680.651 (座標値種別：測量成果)

地番区域見出	大野中央4丁目
--------	---------

請求部	所在	廿日市市大野中央四丁目				地番	421番			
出力縮尺	1/250	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成20年8月			備付年月日(原図)	平成20年8月			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年1月10日
 広島法務局廿日市支局
 登記官

請求番号：13-1
 (1/1)

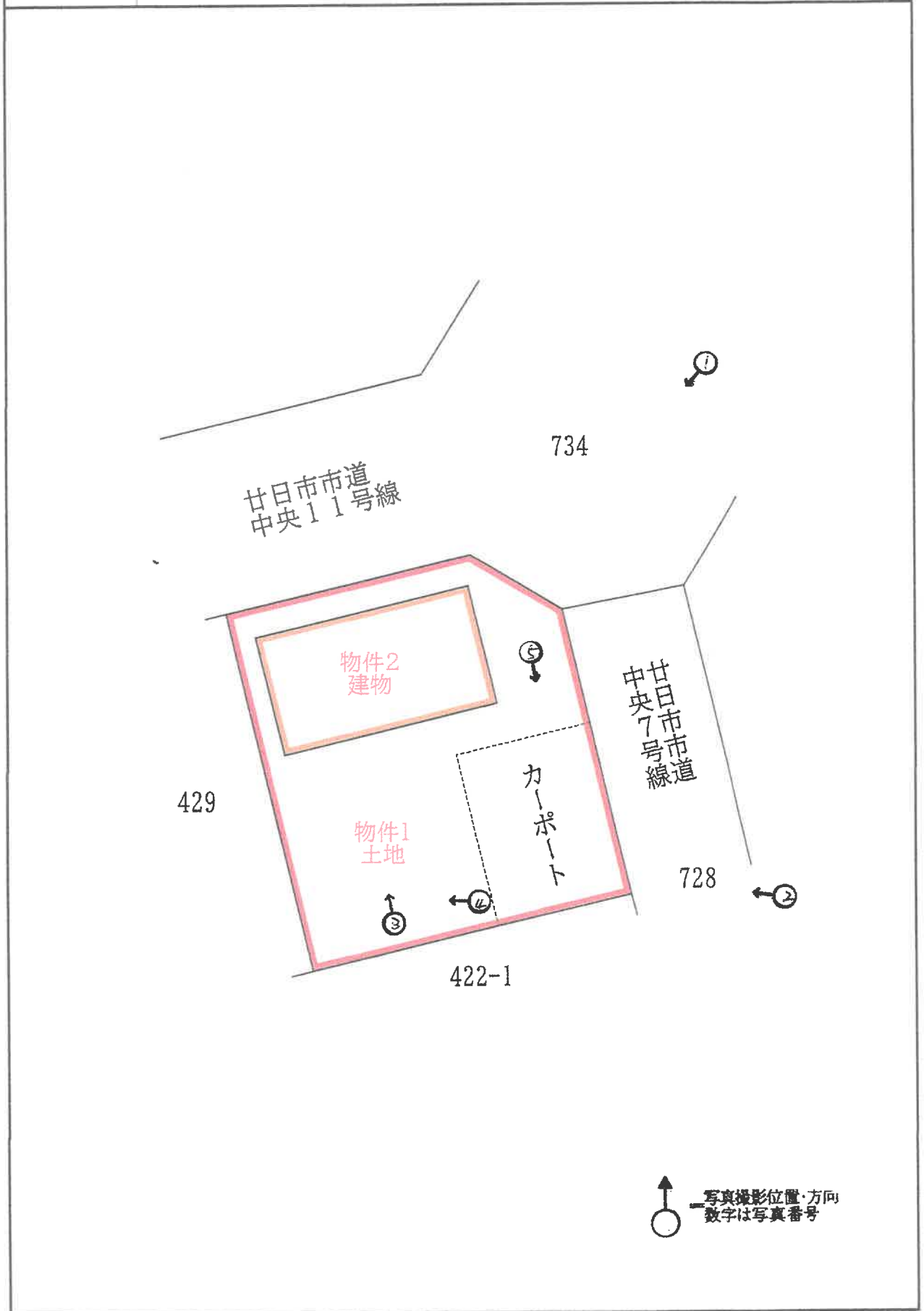
(5 枚目)

公用

土地建物位置関係図



事件番号 令和5年(ケ)第127号



本図面は、法務局備付図面・航空写真・現地調査結果を元におおよその位置関係を記載したものである。

S ≒ 1 / 250

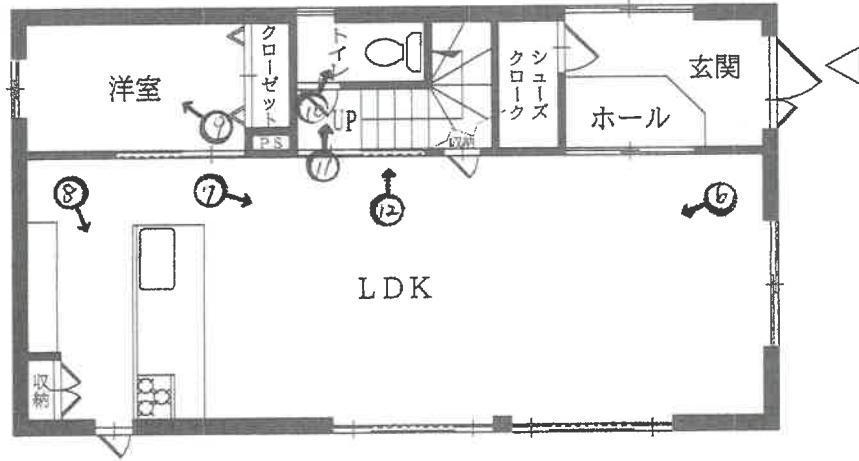
(6 枚目)

建物間取図

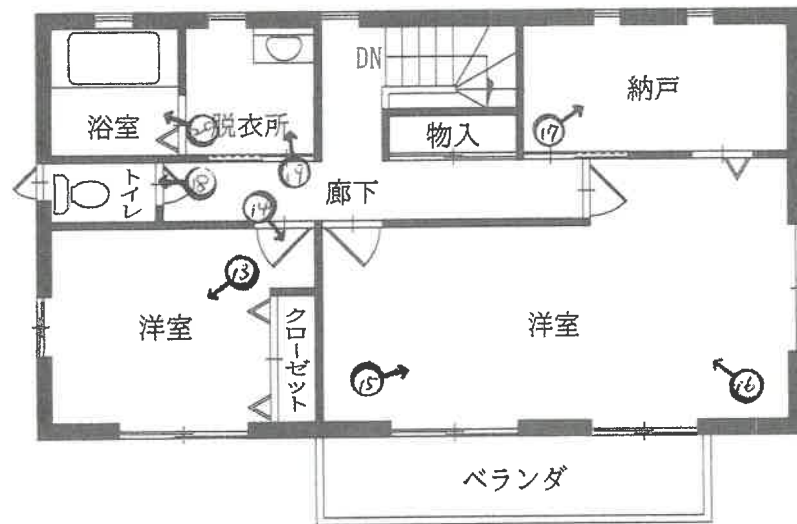


事件番号 令和5年(ケ)第127号

物件2建物 1階



物件2建物 2階



写真撮影位置・方向
数字は写真番号

写真1

本件建物



写真2

本件建物



写真3

本件建物



写真4

本件建物



写真5

本件建物



写真6 (本件建物 1階)



写真7 (本件建物 1階)



写真8 (本件建物 1階)



写真9 (本件建物 1階)



写真10 (本件建物 1階)



写真11 (本件建物 1階)

穴が開いている箇所



写真12 (本件建物 1階)

穴が開いている箇所



写真13 (本件建物 2階)



写真14 (本件建物 2階)

穴が開いている箇所



写真15 (本件建物 2階)



写真16 (本件建物 2階)



写真17 (本件建物 2階)



写真18 (本件建物 2階)



(13 枚目)

写真19 (本件建物 2階)



写真20 (本件建物 2階)



令和5年(ケ)第127号
令和6年1月31日現地調査
令和6年2月13日評価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

西野 誠 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 20,657,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 7,072,000円
物件2(建物)	金 13,585,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地	在 番 目 積	
		廿日市市大野中央四丁目 421番 宅地 260.00㎡	同左
2	所 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	在	
		廿日市市大野中央四丁目421 番地 421番 居宅 軽量鉄骨造陸屋根2階建 1階 58.74㎡ 2階 58.74㎡ 延べ 117.48㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	・ 特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	JR山陽本線「大野浦」駅の北東方・直線距離約1km (別添「位置図」参照)	
付近の状況	付近は、一般住宅、共同住宅、店舗、事務所等が混在する地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% 法22条区域 中央地区地区計画(複合住宅地区) 宅地造成等工事規制区域 景観計画区域・居住誘導区域
画地条件	規模 物件1 260.00 m ²	間口 約 17.3 m 奥行最大 約 15.3 m 形状 ほぼ長方形 接面状況 角地 その他 ほぼ平坦地
接面道路の状況	東側 約5.8m 舗装市道 高低差 ほぼ等高 北側 約8.8m 舗装市道 高低差 ほぼ等高 ※ 東側及び北側市道は、廿日市役所建築指導課にて、建築基準法上の道路(法42条1項1号「道路法道路」)である旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。	
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は一般住宅、共同住宅等。 目的外建物 なし。	
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。

特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ 地区計画について 敷地面積の最低限度が165㎡との規定がある。本件土地の場合、2筆以上に分筆すると少なくとも1筆は地積165㎡未満の土地となるため、その土地には原則として建物が建てられないことになる。画地の細分化を検討している買受希望者は、この規定に特に注意を要する。その他の具体的な規制内容は廿日市市ホームページに掲載されているので参照のこと。 ・ 自然災害について 洪水浸水想定区域図・高潮浸水想定図によると、対象土地は水害が想定される区域内に所在している。「広島県防災Web」の確認を要する。
------	--

2 建物の概況及び利用状況

(物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載):平成27年2月6日新築 経過年数:約9年 経済的残存耐用年数:約16年
仕 様	構造: 第3目的物件欄記載のとおり。 屋根: 第3目的物件欄記載のとおり。 外壁: サイディングボード等 内壁: クロス貼り等 天井: クロス貼り等 床: フローリング・クッションフロア等 設備: 電気、給排水等 その他: -
床面積(現況)	第3目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途: 居宅 間取り: 添付の附属資料「建物間取図(見取図)」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物に付属する各種設備については、動作確認までは出来ないため、使用可能か否かについては不明である。 ・ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・ 内部クロスに落書きやシール貼りが確認された。また、一部の扉などに破損が見られた。 ・ 所有者によると、オール電化住宅とのこと。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	79,300	0.98	260.00	1.00	1	20,206,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員5.8m舗装市道に略等高接面する地積約165㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格(廿日市-19)

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
61,000	$\frac{104}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{80}$	79,300

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正 : 必要なし。

◇ 地 域 格 差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差:

(物件1)

角地	1.03
規模	0.95
相乗積	0.98

※ 個別格差で補正を行っていない要因については、地域格差で考慮している。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分 : 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2)建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	165,000	117.48	0.48	1	9,304,000

ウ 現価率:
(物件2)

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
約9年	約16年	約25年

残価率	観察減価
0%	25%

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \} \\ \times (100\% - \text{観察減価}) = \boxed{0.48}$$

エ 持 分: 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	20,206,000	0.50	法定地上権	10,103,000

イ 土地利用権等割合：

土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 50 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	20,206,000	- 10,103,000	/	1.00	0.70	7,072,000
2	9,304,000	+ 10,103,000	1.00	1.00	0.70	13,585,000
一括価格(合計)						20,657,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： 必要なし。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格(廿日市-19)

所 在 : 廿日市市大野原2丁目5920番1、「大野原2-13-29」
価 格 : 61,000円/㎡
位 置 : JR山陽本線「大野浦」駅 北東方 道路距離約650mに位置する。
価 格 時 点 : 令和5年1月1日
地 積 : 418㎡
供給処理施設 : 水道・下水
接 面 街 路 : 北東側5m市道
用途指定等 : 第1種住居地域(建ぺい率 60%、容積率200%)
地域の概要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額(令和5年度)

物件1 13,379,080 円(1㎡当たり 51,458 円、課税地積 260.00㎡)

物件2 8,036,462 円(1㎡当たり 68,407 円、課税床面積 117.48㎡)

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

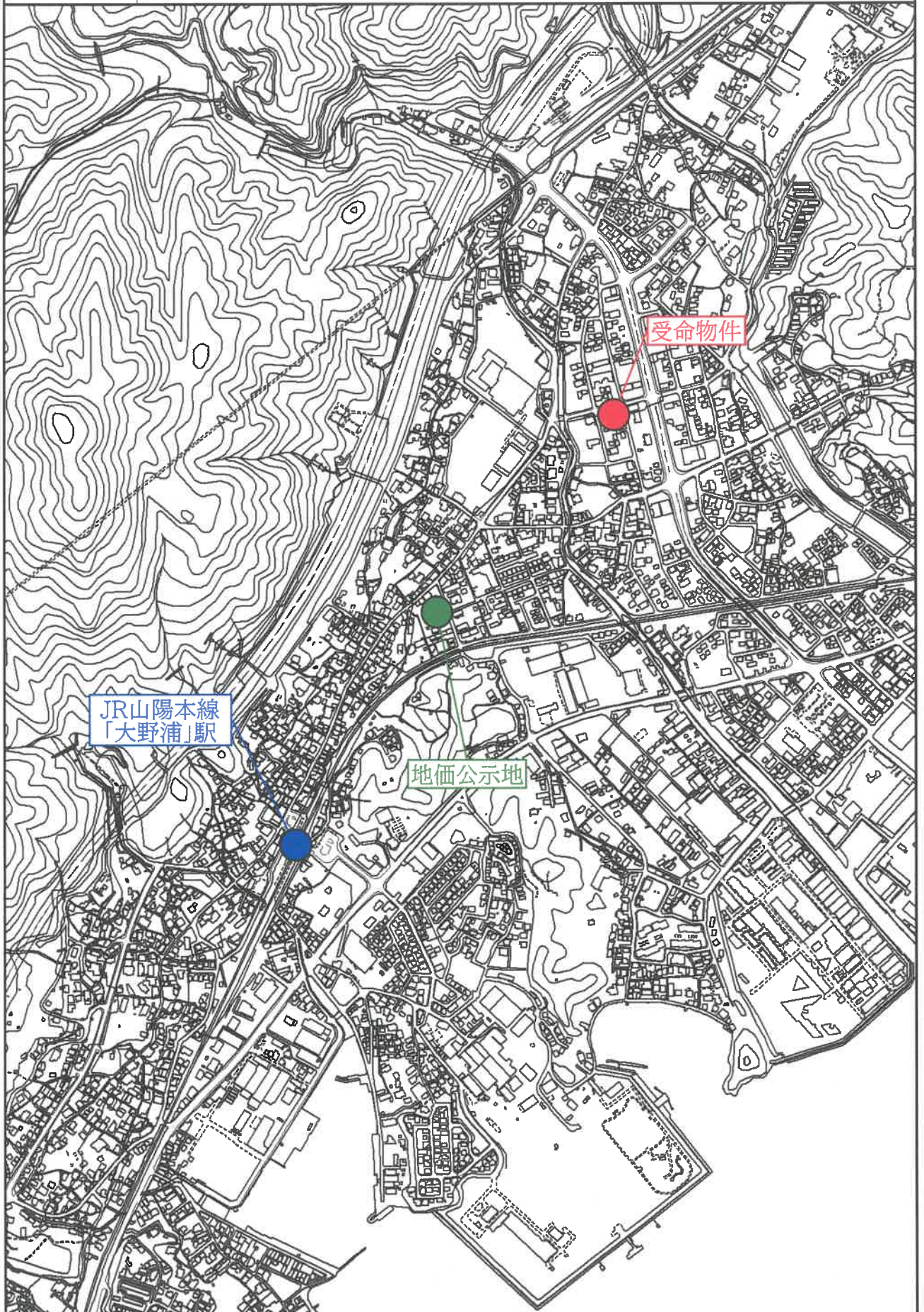
- 受命物件の位置図(国土地理院「基盤地図」縮尺1/10000)
- 公図写し(法務局備付)
- 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 土地建物位置関係図
- 建物間取図(見取図)

以上

位置図



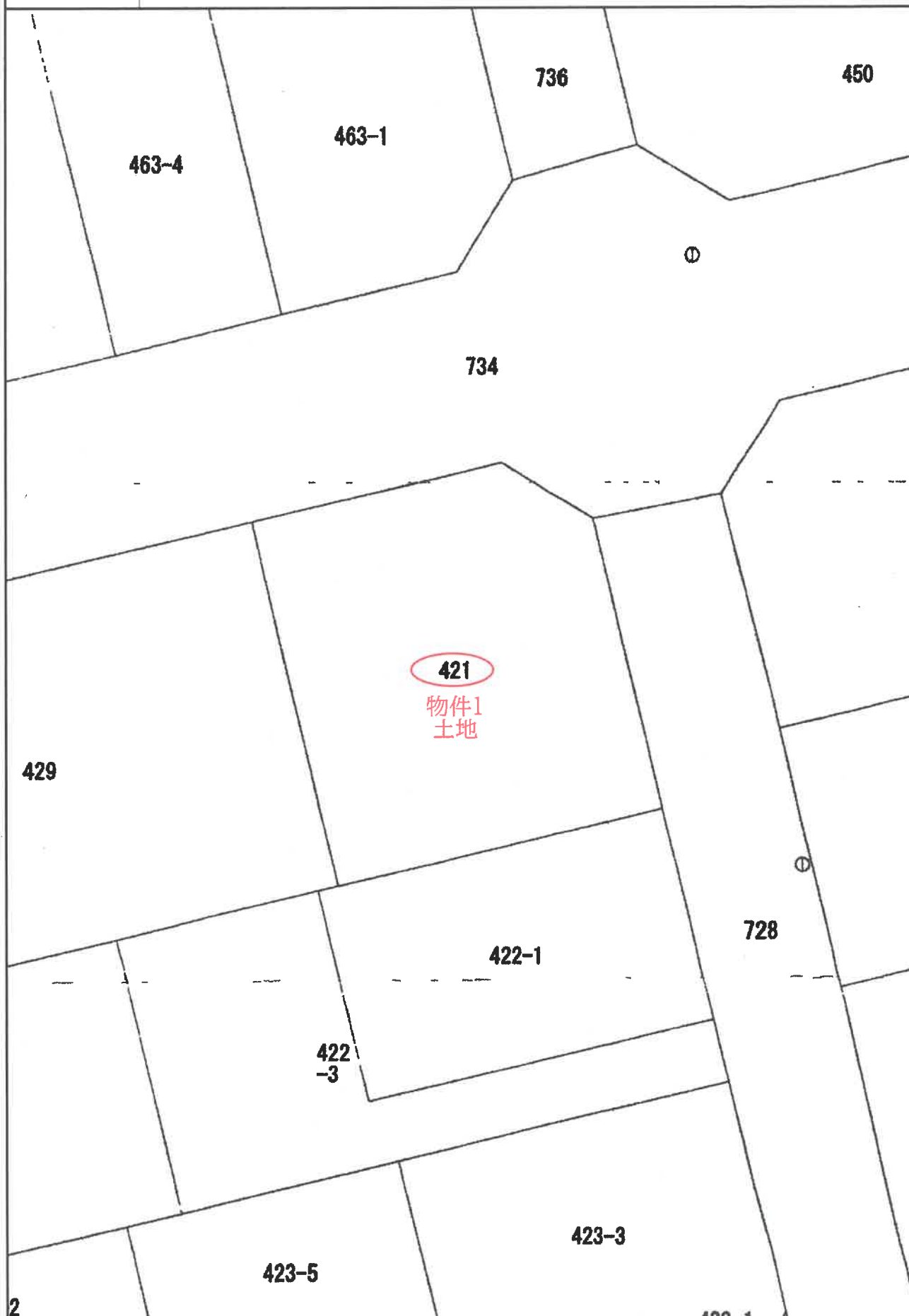
事件番号 令和5年(ケ)第127号



公図写



事件番号 令和5年(ケ)第127号

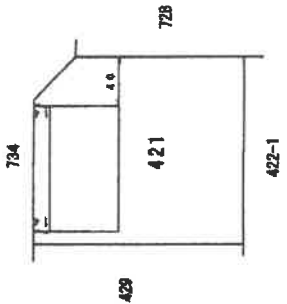
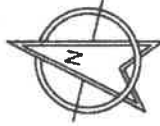


建物平面図

各階平面図

家屋番号 421番

建物の所在 廿日市市大野中央四丁目421番地



1階2階(各階同型)



求積表

10.256 x 56.711 = 587.43380

床面積 56.74 m²

物件2
建物

建物図面・各階平面図写
B4をA4に縮小

単位=㎡

作成者

9日作成

縮尺 1/250

申請人

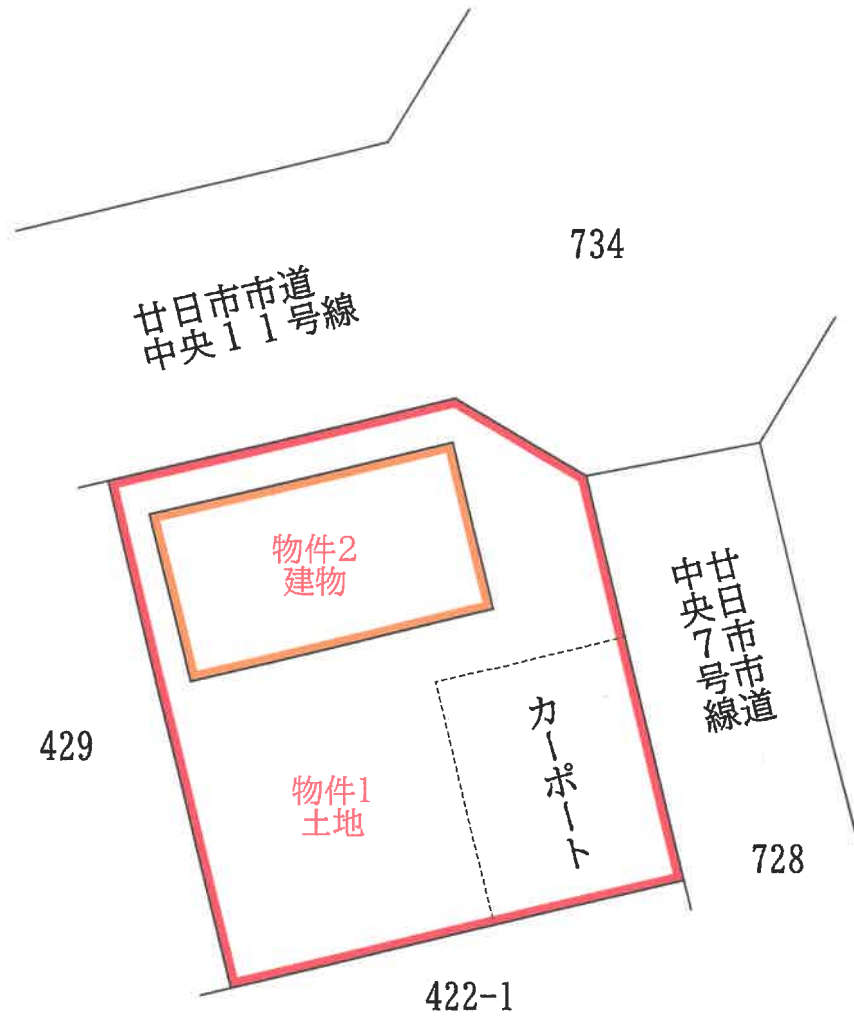
縮尺

1/500

土地建物位置関係図



事件番号 令和5年(ケ)第127号



本図面は、法務局備付図面・航空写真・現地調査結果を元におおよその位置関係を記載したものである。

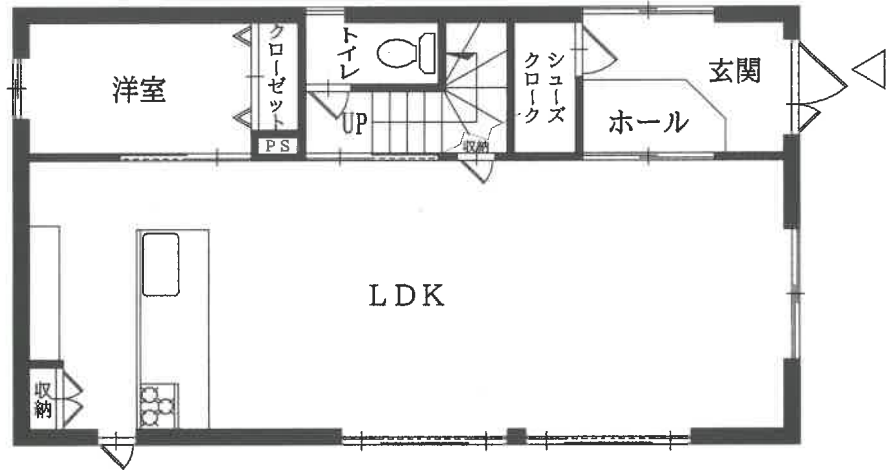
S ≒ 1 / 250

建物間取図



事件番号 令和5年(ケ)第127号

物件2建物 1階



物件2建物 2階

